

当通知は法人本部のみにお送りしていますので、各施設・事業所への通知をお願いいたします。

令和2年5月15日

各障がい者（児）福祉施設・事業所を運営する法人代表者 様

松江市福祉部
障がい者福祉課長 渡部 寛子

緊急事態宣言後（4月16日以降）における
通所サービス提供及び給付費の取り扱いについて（その3）

本市から4月28日付にて「緊急事態宣言後（4月16日以降）における通所サービス提供及び給付費の取り扱いについて（その2）」をお示ししておりますが、下記の理由から取り扱いの対象期間の終期を「令和2年5月24日（日）まで」といたします。

なお、通所サービスの提供につきましては、引き続き、十分な感染対策のうえ、利用者に対して必要なサービスを継続的に提供していただきますようよろしくお願いいたします。

今後、国の方針や市内の感染状況により、本取り扱いを変更する場合は、改めて通知させていただきます。

記

- 1 国の緊急事態宣言が5月14日（木）に島根県において解除されたこと。
- 2 市内において、新型コロナウイルス感染症の報告が5月2日（土）から2週間以上経過していること。
- 3 市立学校の完全再開が5月25日（月）であること。

問い合わせ先
松江市障がい者福祉課
給付・審査係
TEL 55-5946